

鹿 児 島 県 公 報

平成27年10月6日（火）第3151号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙の期日及び選挙すべき人員
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙の繰上投票の期日
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任
（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第33号

漁業法（昭和24年法律第267号）第93条第2項の規定に基づき、鹿児島海区漁業調整委員会委員の欠員に伴う補欠選挙を次のとおり行う。

平成27年10月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 選挙の期日
平成27年10月15日（木）
- 選挙すべき人員
1人

鹿児島県選挙管理委員会告示第34号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙において繰上投票の必要がある区域及びその区域の投票の期日を次のとおり定めた。

なお、平成24年7月24日鹿児島県選挙管理委員会告示第33号（海区漁業調整委員会委員選挙の繰上投票の期日）は、廃止する。

平成27年10月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

町 村 名	投 票 区 名	繰 上 投 票 の 期 日
鹿児島郡三島村	全投票区	通常選挙期日の前3日
鹿児島郡十島村	全投票区	通常選挙期日の前2日
出水郡長島町	第3投票区	通常選挙期日の前1日

鹿児島県選挙管理委員会告示第35号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成27年10月15日執行の鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成27年10月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

	住 所	氏 名
選 挙 長	鹿児島市南林寺町17番15号オーシャンハイ ツ702号	重信 雅彦
選挙長の職務代理人	鹿児島市春日町13番21号	松本 剛